

上下水道設計業務等提出書類の様式一覧

様式 番号	様 式 名	作成者	宛 名	作 成 部 数	提出先	契約書 条文	仕様書 条文	提 出 時 期	備考
1	管理技術者通知書	受注者	管理者		監督員	15 (1)	7 (1)	契約締結後遅滞なく	
2	管理技術者経歴書	本 人	管理者		監督員	15 (1)	7 (1)	契約締結後遅滞なく	
3	管理技術者変更通知書	受注者	管理者		監督員	15 (1)	7 (1)	変更後遅滞なく	
4	主任技術者通知書	受注者	管理者		監督員		9 (1)	契約締結後遅滞なく	測量業務及び地質・土質調査業務の場合
5	主任技術者経歴書	本 人	管理者		監督員		9 (1)	契約締結後遅滞なく	測量業務及び地質・土質調査業務の場合
6	主任技術者変更通知書	受注者	管理者		監督員		9 (1)	変更後遅滞なく	測量業務及び地質・土質調査業務の場合
7	照査技術者通知書	受注者	管理者		監督員	16 (1)	8 (1)	契約締結後遅滞なく	
8	照査技術者経歴書	本 人	管理者		監督員	16 (1)	8 (1)	契約締結後遅滞なく	
9	照査技術者変更通知書	受注者	管理者		監督員	16 (1)	8 (1)	変更後遅滞なく	
10	担当技術者通知書	受注者	管理者		監督員		10 (1)	契約締結後遅滞なく	
11	担当技術者経歴書	本 人	管理者		監督員		10 (1)	契約締結後遅滞なく	
12	担当技術者変更通知書	受注者	管理者		監督員		10 (1)	変更後遅滞なく	

上下水道設計業務等提出書類の様式一覧

様式 番号	様 式 名	作成者	宛 名	作 成 部 数	提出先	契約書 条文	仕様書 条文	提 出 時 期	備考
13	業務工程表	受注者	管理者		監督員	3 (1)	11 (1)	契約締結後14日以内	
14	業務計画書	受注者	管理者		監督員		13 (1)	契約締結後14日以内	
15	業務変更計画書	受注者	管理者		監督員		13 (3)	契約締結後14日以内	
16	業務履行報告書	管理技術者 主任技術者	管理者		監督員	20	35	その都度	
17	履行報告書	管理技術者 主任技術者	管理者		監督員	20	35	その都度（上記と一対）	
18	打合せ記録簿	管理技術者 主任技術者	監督員		監督員		12 (1)	打合せの都度	
19	身分証明書交付願	受注者	管理者		監督員		17 (4)	必要の都度	
20	身分証明書	管理者	受注者				17 (4)	第三者の土地に立ち入る前	作業完了後10日以内に返却
21	照査報告書	照査技術者	管理者		監督員		8 (2)	業務の節目ごと及び完了時	
22	業務完了通知書	受注者	管理者		監督員	37 (1)	18 (1)	業務完了後遅滞なく	
23	業務一部完了通知書	受注者	管理者		監督員	44 (1)(2)	11 (1)	指定部分、引渡部分の完了後遅滞なく	
24	業務成果引渡書	受注者	管理者		監督員	37 (3)	11 (1)	完了検査合格後遅滞なく	
25	貸与品（支給品）受領書 及び返還書	受注者	管理者		監督員	21 (2)	14 (1)(2)	引き渡しの日から7日以内	

上下水道設計業務等提出書類の様式一覧

様式 番号	様 式 名	作成者	宛 名	作 成 部 数	提出先	契約書 条文	仕様書 条文	提 出 時 期	備考
26	貸与品（支給品）精算書	受注者	管理者		監督員	21 (4)	14 (2)	完了のとき（使用済又は年度末日）	
27	立会願	主任技術者	監督員		監督員		11 (1)	立会前	測量業務及び地質・土質調査業務の場合
28	委託期間延長請求書	受注者	管理者		監督員	28	24 (3)	延長を必要とするとき	
29	事故発生報告書	受注者	管理者		監督員		33 (8)	事故発生後速やかに	
30	損害発生通知書	受注者	管理者		監督員	35 (1)	11 (1)	事故発生後速やかに	
31	委託（下請負）承諾申請書	受注者	管理者		監督員	11 (3)	29 (3)	下請負を契約しようとするとき	
32	委託（下請負）通知書	受注者	管理者		監督員	11 (4)	29 (3)	下請負の通知を求められたとき	
33	既済部分検査請求書	受注者	管理者		監督員	43 (2)		部分払を請求しようとするとき	
34	部分使用同意書	受注者	管理者		監督員	39	28 (2)	部分使用するとき	

- ※1 「管理者」とは、「京都市公営企業管理者上下水道局長」をいう。
「契約書」とは、「業務委託契約書（契約約款を含む。）」（京都市上下水道局）をいう。
「仕様書」とは、「設計業務等委託共通仕様書」（京都市上下水道局）をいう。
- ※2 提出書類の部数については、設計図書又は監督員の指示による。
- ※3 上表に定めのない必要な提出書類は、設計図書又は監督員の指示による。